

## 公告

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、計画書を次のとおり縦覧に供します。

平成17年6月30日

京都市長 梶本頼兼

- 1 縦覧期間 平成17年6月30日から、各計画書に記載された利用  
権存続期間満了の日まで備え置くこととする。
- 2 縦覧場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局農林振興室農業計画課

(産業観光局農林振興室農業計画課)